

消費者問題ネットワーク しずおか通信

2014.2.21 No.19

事務局；静岡県生活協同組合連合会

TEL054-253-5987 FAX 054-272-6971

e-mail:mt-fuji@msa.biglobe.ne.jp

URL:http://www5b.biglobe.ne.jp/~kenren

パソコンで、消費者庁が立ち上げた「消費者教育ポータルサイト」を見ていたら、静岡市消費生活センターが作成した教材(中学校の家庭科の副教材)が、公益財団法人消費者教育支援センター主催の消費者教育資料表彰で「優秀賞」を受賞、とありました。中学生のキャラクター、「葵」、「駿」、「清」や静岡市消費生活センターのイメージ・キャラクター「かいけつ!ハナミン」が登場し、イラストや会話調で進行する副読本(教材)のようです。「消費者教育は、生き方教育」とも言われます。また子供の時から育てたい力の1つとして「消費者力」があります。静岡市では副読本の活用がどのようにされているか知りたいと思いました。



第3回幹事会議事録<2014年2月5日(水)13:30~>

◇議題

1. 学校における消費者教育を支援していくための勉強会

ろうきん・浅野様より、大学生向け消費者教育講座「お金を借りるときに知っておきたいこと」「クレジットカードについて考える」の模擬講座が行われた。

2. 検討事項

(1) 文科省PJ「消費者教育推進のための実証的共同研究」の進行状況と今後の予定が報告、協議

(2) 入門講座について<消費者問題入門講座として開催>

①浜松市用のチラシに、浜松市が後援であることを記載する。

②磐田市に浜松会場の広報を依頼する。

③沼津市の開催が決まったら、周りの自治体に広報の依頼をする。

(3) 「消費者問題シンポジウム」への協力依頼について

事務局から依頼内容が報告され、依頼を受けていくこととした。

①予算を確認する。

②テーマ案としては「消費者教育」としたい。

③パネリストの人選等の相談については小澤副代表が担当する。

④会場はロッキーセンターとし、開催日は7月12日(土)か26日(土)で提案する。

(4) その他

対策講座修了生で資格試験に合格した方たちに、定期的に学習の場を持ってもらうために、有資格者塾を計画する。カリキュラム作成を小楠幹事が担当することとした。その塾へのお誘いも兼ね、対策講座修了生の有資格者に連絡し、3月25日(火)18時より交流会を持つこととした。



4. 情報交換

(1) 全国消団連

(2) 全国消費者フォーラム

(3) 全国消費者大会

次回の幹事会

日時：2014年3月25日(火)15:30~17:30

会場：未定(ユーコープしずおか県本部会議室を予定)

「消費者問題入門講座」

＜浜松市＞5月18日(日)13時～16時
浜松市福祉交流センター 定員53名
浜松市の後援 参加料1000円

＜静岡市＞6月7日(土)13時～16時
新中町ビル 定員100名
静岡市との共催 無料

＜沼津市＞6月28日(土)で調整中

消費者問題シンポジウム

*消費者委員会の委員が地方に出向き、消費者・関係各団体の声に直接真摯に耳を傾け、問題の解決に効果的に取り組むために、地方の関係団体や自治体などと連携し、意見交換会等を行う消費者委員会主催の公開シンポジウム

(案)日程 7月12日(土)
会場 静岡市労政会館
ロッキーセンター
テーマ 消費者教育

つどいのご案内

全国消費者団体連絡会

「消費者行政充実のための交流会」

日時 2月14日(金)14:00～16:30
会場 主婦会館プラザエフ＜東京＞
参加費 資料代として500円
テーマ 『消費者の安全・安心確保のための地方体制の在り方を考える』

第52回全国消費者大会実行委員会

全国消費者大会

活かそう消費者の権利を！行動しよう
安心できる社会をつくるために
～3月15日は世界消費者権利の日～

日時 3月14日(金)～15日(土)
会場 主婦会館プラザエフ＜東京＞
参加費 1000円

独立行政法人国民生活センター

全国消費者フォーラム

日時 2月25日(火)12:30～
会場 アルカディア市ヶ谷＜東京＞
参加費 1000円

*第4分科会「消費者教育推進のための担い手育成の取り組み」で
静大消費生活研究サークルが
「中学・高校における優良な消費者教育副教材とは何か」を報告

*第5分科会「消費者団体・NPO・事業者・行政による消費者教育推進の取り組み」で
しずおか市消費者協会が
「消費者展は学びの場」を報告

申込締切 2月12日(水)

【問い合わせ】

事務局；静岡県生活協同組合連合会

TEL054-253-5987 FAX 054-272-6971

相談業務を通して感じること

静岡県東部県民生活センター消費生活相談員 深見好枝

「アベノミクス効果で円安・株高」とのニュースで連日賑わう今日この頃。確かにある程度の資産を保有している層には恩恵をもたらしていることでしょう。しかし、金融資産を全く持たない世帯が1987年の3%から26%に増えた現在、蓄えのないぎりぎりの生活を送っている世帯が4世帯に1世帯あるということです。もし突発的な事が起こったら生活破綻につながる危険性を孕んでいる数字と読み取れます。相談業務を通じて見えてくる〈現代お金事情〉をご紹介します、皆様とご一緒に考えていきたいと思えます。

消費者ネット17, 18に掲載のシリーズ1, 2と合わせてお読みください。

～現代お金事情～その3

仕事が終わりに役所を出ようとした時、落とし物の財布を見つけました。

受付に届けたら警察に届けて欲しいと受け付けてもらえませんでした。

警察の拾得物窓口に着いた時、

「その財布私のです。拾ったんでしょう？」と60近くと思われる女性がいました。

私は一旦窓口申し出るべきと考え、担当者に差し出したところ、

「その方が落とし主の事なので直接渡してください」と言われました。

落とし主の女性に「あう、念のためカード類は紛失したことをカード会社に申し出て頂いた方が良いと思います」と伝えたら「貴女、まさか盗んだりしてないでしょう？もしそうだとしたら盗みましたがとは言えるわけないわよねー」と。

「カード会社には是非申し出てください」と答えながら、この会話に何か違和感を覚えませんでした。

女性は「これでお茶でも飲んで。これでいいでしょう？それともこれじゃあ足りない？」とその財布から千円札を寄越しました。私は辞退して警察を後にしました。

☆シリーズ～現代お金事情～その3

読まれてどんな感想を持たれましたか。

消費生活相談員として、相談者一人ひとりのお金事情と向き合っている日々かと思えます。

ぜひ暮らしの中・仕事の中で感じていることを投稿していただければ、と思えます。よろしくお願いします。



もうすぐ桃の節句。そして春